

○警備業者に係る営業の停止命令

第49条第1項

改正 平成24年11月27日 平成25年12月1日
平成26年3月20日 平成29年3月22日
平成29年11月28日 令和元年9月1日
令和2年4月1日 令和3年4月15日
令和6年4月1日

処分基準

令和6年4月1日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第49条第1項
処分の概要	警備業務に係る営業の停止命令
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室